

令和6年度答申第8号
令和6年6月4日

諮問番号 令和6年度諮問第3号（令和6年4月30日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 国内書面及び明細書等翻訳文の提出手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許協力条約（1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約をいう。以下同じ。）に基づく国際出願（以下「本件国際出願」という。）であって、日本国における外国語でされた特許出願とみなされた国際出願（以下「本件国際特許出願」という。）の出願人である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、特許法（昭和34年法律第121号）184条の4第1項本文に規定する期間内に同条3項所定の日本語による翻訳文を提出できなかったことについて正当な理由があると主張して、同法184条の5第1項所定の書面及び同法184条の4第1項本文所定の日本語による翻訳文（以下「本件翻訳文」という。）を提出する手続（以下「本件提出手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）を

したことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 国際出願による特許出願

特許法 184 条の 3 第 1 項は、特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた特許出願とみなす旨規定する。

(2) 明細書等の翻訳文の提出

特許法 184 条の 4 第 1 項本文は、外国語でされた国際特許出願（上記（1）の規定により特許出願とみなされた国際出願。以下同じ。）の出願人は、優先日（特許協力条約 2 条（xi）の優先日（優先権の主張の基礎となる出願の日）をいう。以下同じ。）から 2 年 6 月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。

(3) 国際特許出願の取下擬制とその救済

特許法 184 条の 4 第 3 項は、国内書面提出期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかったときは、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす旨規定し、同条 4 項（令和 3 年法律第 42 号による改正前のもの。以下同じ。）は、同条 3 項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる」と規定し、同条 5 項は、同条 4 項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなすと規定する。

(4) 国内書面の提出

特許法 184 条の 5 第 1 項は、国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、出願人の氏名等を記載した書面（以下「国内書面」という。）を提出しなければならない旨規定する。

(5) 不適法な手続の却下

特許法 18 条の 2 第 1 項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、

その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする」と規定し、同条2項は、前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和2年1月31日（国際出願日）、A国における特許出願を優先権の基礎となる出願とし、発明の名称を「B」とする発明につき、特許協力条約に基づき、優先日を平成31年1月31日、受理官庁をC特許庁として、外国語により国際出願（国際出願番号：a。本件国際出願）をした。本件国際出願は、指定国に日本国を含むものであり、当該国際出願日にされた特許出願（出願番号：特願b。本件国際特許出願）とみなされた。

これにより、その国内書面提出期間は、令和3年8月2日まで（なお、当該期間の本来の末日である同年7月31日及び同年8月1日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条1項1号に掲げる日（土曜日、日曜日）に当たるため、特許法3条2項の規定により、同日の翌日をもって当該期間の末日となる。）となったが、明細書等翻訳文は、その日までに出願に提出されなかった。

(回復理由書、国内書面、PCT REQUEST、DOCUMENT MADE AVAILABLE UNDER THE PATENT COOPERATION TREATY（PCT）)

- (2) 審査請求人は、国内書面提出期間の経過後である令和3年10月1日、処分庁に対し、本件国際特許出願について、国内書面及び本件翻訳文を提出する手続（本件提出手続）をするとともに、明細書等翻訳文を国内書面提出期間までに提出することができなかったこと（以下「本件期間徒過」という。）について正当な理由があるとして、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）所定の回復理由書を提出した。

(国内書面、回復理由書)

- (3) 処分庁は、本件提出手続について、令和4年4月8日付けで、審査請求人に対し、却下理由を通知し、審査請求人は、同年6月16日、処分庁に対し、特許法18条の2第2項の弁明書を提出した。

(却下理由通知書、特許法 18 条の 2 第 2 項の弁明書)

(4) 処分庁は、令和 4 年 9 月 12 日付けで、審査請求人に対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件国際特許出願は、特許法 18 4 条の 4 第 3 項の規定により取り下げられたものとみなされ、国内書面提出期間の経過後にされた本件提出手続は、特許庁に係属していない出願に係る不適法なものであるとして、同法 18 条の 2 第 1 項本文の規定に基づき、本件提出手続を却下する処分（本件却下処分）をした。

(却下理由通知書、手続却下の処分)

(5) 審査請求人は、令和 4 年 12 月 20 日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書、補正書)

(6) 審査庁は、令和 6 年 4 月 30 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件国際出願の期限管理担当の D（以下「本件管理者」という。）は、A 国所在の代理人事務所である E 事務所（以下「本件代理人」という。）の上級パラリーガルであり、その役割は、全ての受信メールをチェックし、案件の手続期限に関して、メインデータベースへの登録、監視、更新及び遵守の確認をすることである。本件国際出願の手続担当であるパラリーガルの F（以下「本件補助者」という。）による本件期間徒過があったときも、本件管理者は、メインデータベースの更新と手続期限遵守の確認を実施していた。本件管理者は、このような期限遵守の確認作業を 1 日に 20 件以上の頻度で実施し、特に、令和 3 年 7 月 30 日（金）（以下、第 3 の本文及び 1 を除き、特に断りのない限り、日時は G 標準時間とする。）は、65 件の手続期限遵守の確認作業、すなわちメインデータベースに記載されている同日から同年 8 月 2 日（月）までの全ての案件の手続期限遵守の確認作業を行っていた。

本件代理人では、全ての案件の手続期限が、少なくとも 2 人の有資格者によって独立して登録されるようにしており、具体的には、案件担当のパラリーガルが、個人データベースに各案件の手続期限を独立して登録して監視し、各案件が手続期限遵守されていること及び、必要な手順が取られ

ていることを確認する義務がある。対して、メインデータベースを担当する上級パラリーガルは、同データベースに手続期限を登録して、当該期限が迫っていることを各パラリーガルに通知し、当該期限が遵守されるように注意喚起する。

本件管理者の上記職務は、追加の安全対策と考えることができる。すなわち、国際出願を特許庁へ係属させる手続（以下「国内移行手続」という。）の期限は、そもそも本件補助者によって守られるべきであり、当該期限は、本件管理者が監視しなければならない多くの期限（令和３年７月３０日（金）では６５件）のうちの一つでしかなかった。そうすると、本件管理者が、各案件の担当者に必要な措置を取ったかどうかを確認し、それを各案件の担当者に口頭で確認することは、手続期限が遵守されているかどうかを確認する手法として十分かつ適切な措置である。

これに対して、処分庁は、本件管理者の上記作業に加えて、各担当者からの情報の正確性を、それぞれの関連文書を見直して確認すべきと主張するが、本件管理者が多数の期限管理をしていることを考慮すると、上記確認を行うことは実現不可能である。一方、本件管理者が各担当者からの情報を信頼することは、本件代理人全体の業務を管理する上で、不注意ではなく合理的かつ適切な手法である。

以上から、本件管理者は期間徒過を回避するために適切な措置を講じていた。

（２）以下のとおり、本件期間徒過は、新型コロナウイルス感染症のまん延が原因である。

ア 処分庁は、本件提出手続が新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたものとはいえないと主張するが、出願人が回復理由書等で主張する令和３年７月３０日（金）の最も重要な事象を適切に考慮していない。すなわち、本件補助者が、同日、日本国の弁理士に対して国内移行手続を指示する電子メール（以下「本件指示連絡」）ができなかった理由は、サマーキャンプに参加していた息子を迎えに行くために、急きょＨ国へ向かう必要が生じたという予期せぬ事態と、Ａ国・Ｈ国間の移動制限が令和３年８月１日（日）に更に強化されるという情報が原因である。

イ 本件管理者は、令和３年７月３０日（金）の早い時間に、本件補助者

に対し、国内移行手続の期限について確認の連絡（１回目の連絡）をし、本件補助者は、その直後に本件指示連絡の準備を始め、同日中に、本件補助者に対し、再度電話で連絡（２回目の連絡）をし、手続が完了しているか確認した。本件補助者は、この時点で本件指示連絡の準備がほぼ終わっていたため、本件管理者に対し、短い会話で、当該状況を伝えたが、本件管理者は、これを本件指示連絡が完了したと誤解し、全ての手続が完了したと判断した。

本件補助者は、非常に経験豊富なパラリーガルであり、２０年以上にわたって本件代理人で勤務し、その仕事の完璧さを信頼する十分な理由があった。しかし、本件補助者は、令和３年７月３０日（金）、急きょＨ国に向かわなければならないという予期せぬ事態に見舞われ、しかも、移動制限の強化によって最愛の息子が帰国できなくなる恐れがあることを知り、母親として動揺し、パニックに陥り、本件指示連絡を予期せず失念した。

ウ このように、本件期間徒過は、新型コロナウイルス感染症のまん延という非常に特殊な事情（Ａ国・Ｈ国間の移動制限の強化が差し迫った状況）に起因している。

- （３）本件管理者が、令和３年７月３０日（金）、本件補助者に対し、国内移行手続の期限を通知していることから、本件補助者が個人データベースにその期限を登録しなかったことが本件期間徒過の直接的な原因ではない。本件期間徒過は、同日に発生した事象（本件補助者が本件指示連絡を失念したこと、及び、本件管理者が、国内移行手続が完了したと誤解したこと）及び本件補助者が、令和３年７月５日に、当該手続期限を個人データベースに登録しなかった事象とが、偶然に同時に発生したことに起因しており、本件代理人及び本件管理者は、合理的かつ十分な措置を講じていた。
- （４）特許庁のウェブサイトには、正当な理由による救済について、「期間徒過後の救済規定に係るガイドラインにより運用しておりますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における救済については、当面の間、証拠書類の提出を必須としない等、以下のとおり柔軟な対応を行うこととします。本取り扱いの終了時期については、新型コロナウイルスの収束状況等を見ながら検討していきます。終了する際には十分な周知期間を設けた上で、事前に特許庁ウェブサイトにおいてご案内します。」及び「手続をすることができなかった手続の期限から、新型コロナウイルス感

感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくい場合等を除き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旨が記載されている場合は、当面の間、救済を認めることとします。」と記載されている。上述のとおり、本件期間徒過は、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたことが明らかである。

同ウェブサイトの記載にもかかわらず、処分庁は、本件期間徒過の正当な理由の可否の判断において「期間徒過後の救済規定に係るガイドライン」に記載の「相応の措置」、「正当な理由」の有無の判断に固執し、本来判断されるべき「新型コロナウイルス感染症のまん延の影響」について適切に判断していない。すなわち、本件期間徒過の正当な理由の可否については、当該ウェブサイトの判断基準に基づいて判断されるべきであり、同基準によれば、本件期間徒過は救済されるべき事案である。

- (5) 期間徒過後の救済規定に係る回復要件が、令和3年法律第42号により「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されるところ、前者の基準を解釈する際には、当該改正の立法の趣旨に留意する必要がある。

- (6) 以上のとおり、本件却下処分の取消しの裁決を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

特許法184条の4第4項所定の「正当な理由」は、平成23年法律第63号による改正において定められたものであり、第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、特許法条約12条の「Due Care」（相当な注意）基準を採用したものであることを考慮すると、「正当な理由」があるときとは、特段の事情のない限り、出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかつたときをいうと解される（知財高裁平成29年3月7日判決（平成28年（行コ）第10002号））。そして、相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、感染症まん延の影響を受けたとは考えにくいかどうかも踏まえ、国内書面提出期間の徒過が国際特許出願のみなし取下げという極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、国内書面提出期間の徒過を回避するために必要かつ十分な措置

が採られたか否かが検討されなければならない。なお、「正当な理由」の存在の主張立証責任は審査請求人にあると解される。

そこで検討すると、本件代理人は、日本国の代理人事務所に対し、本件提出手続が国内書面提出期間内になされるよう、確実に依頼することが当然に求められるところ、本件管理者は、本件補助者への電話連絡で本件指示連絡が完了したと判断し、しかも、その会話は短いものであったというのである。特に、本件においては、通常であれば3週間以上前に行う作業を国内書面提出期間満了の前営業日に着手しており、通常とは異なる経過をたどっていることから、本件管理者は、より慎重な確認をすべきであり、確実な依頼を行う上で、本件管理者による本件指示連絡の完了確認は、不十分であったものと認められる。なお、審査請求人は、本件管理者が本件以外に多数の案件を管理しており、担当者から受け取った情報を信頼することは合理的かつ適切であると主張するが、仮に送信済み電子メールの存在を確認するという程度の作業もできないほど多忙であったというのであれば、その旨を上司に報告するなどして、本件代理人において対処すべき事柄であり、本件期間徒過が極めて重大な結果を生じさせることに照らせば、本件管理者の業務量は考慮に値せず、本件管理者の対応が適切であるとは認められない。

また、本件代理人において、従前は少なくとも、1名の管理者がメインデータベースに、もう1名の管理者が補助者個人のデータベースに、各々独立して期限を登録していたところ、感染症まん延以降、後者のデータベースについては管理者から業務を割り当てられた補助者自身が同人のデータベースに期限を登録し、このような管理によって、本件指示連絡が処理されていないことに本件提出手続の期限前に気付くことができたというのであるが、本件管理者が当該事実気付いたのは、国内書面提出期間満了の前営業日であり、それ以前に本件管理者が両データベース間の突合、本件補助者に対する進捗の確認、作業の催促等を行った形跡が見当たらないことのほか、期限の遵守は作業を行う本件補助者がすべきと考えられていたことから、従前はともかく、新型コロナウイルス感染症まん延以降においては、（仮に、急ぎ対応すれば本件期間徒過を回避し得るとしても）期間管理として十分であったとはいえない。

そのほか、審査請求人は、本件代理人においては、補助者が指示された仕事を完了できない場合には、速やかに管理者又は弁理士に通知するよう指示されていたと主張する（なお、従業員が勤務時間の終了前に退勤等する場合、同事

務所の規則等において明文化されていなくとも、社会通念上、上司又は同僚にその旨を告げるべきことは当然である。）。しかしながら、本件補助者は、本件管理者に対し、少なくとも本件指示連絡をしようとしていることは伝えていたというのであるから、本件管理者等に何ら告げることなく退勤することは、不適切であった。

また、審査請求人は、①長年、紙と対面で手続を行っていたところ、新型コロナウイルス感染症のまん延により各所員が在宅勤務となったため、本件補助者が本件管理者から本件指示連絡を割り当てられ、本件提出手続の期限は本件補助者によって守られるべきであったにもかかわらず、当該期限を本件補助者が個人データベースに登録しなかったこと、②本件指示連絡が完了したと本件管理者が誤解したこと及び③本件補助者が本件指示連絡を怠ったことが、偶然重なったことから、本件期間徒過が生じたものであり、本件記事のとおり新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた旨主張をする。しかしながら、上記①及び②は、人為的な落ち度であり、いずれも新型コロナウイルス感染症のまん延によるものではなく、上記③は、本件補助者のパニックに陥っている状況（なお、旅程中及び帰宅後しばらくは心理的な混乱が続いていたとするが、急な渡航に対応できるだけの状態ではあった。）や新型コロナウイルス感染症のまん延がどの程度影響したか、明らかではなく、本件補助者の不注意の有無、程度はさておくとしても、本件期間徒過は、本件管理者による本件指示連絡の完了確認が不十分であったことなど、人為的な落ち度によるものであるから、本件期間徒過が新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは認められない。

そうすると、本件期間徒過について、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとはいえず、本件代理人においては、国内書面提出期間の徒過による国際特許出願のみなし取下げという極めて重大な結果を回避するために必要かつ十分な措置が採られたとはいえず、相当な注意を尽くしていたということができないことは明らかである。

その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件期間徒過について、出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に本件翻訳文を提出することができなかったとは認められず、特段の事情があったということもできない。

以上によれば、本件期間徒過について、特許法 184 条の 4 第 4 項所定の

「正当な理由」があるということとはできない。したがって、本件提出手続は、同項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、本件提出手続は、本件国際特許出願のみなし取下げ（同条３項）により客体が存在せず、不適法な手続であって、補正をすることができず、同法１８条の２第１項本文の規定に基づき、これを却下した本件却下処分は適法である。

その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

以上から、本件却下処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定により、棄却するのが相当である。

第３ 当審査会の判断

当審査会は、令和６年４月３０日、審査庁から諮問を受け、同年５月１６日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和６年５月１６日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同月３０日、主張書面の提出を受けた。

１ 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- （１）一件記録によると、審査請求書の受付（令和４年１２月２０日）から本件諮問（令和６年４月３０日）までに１年４か月以上の期間を要しているところ、特に、反論書の提出（令和５年９月２５日）から審理員意見書の提出（令和６年４月４日付け）まで６か月以上の期間を要している。

このような期間を要したことについて審査庁は、本件は、固有の特別の事情はないが、短期間に審査請求案件が立て続いた時期の案件であり、こうした時期の案件の処理が順次済み次第、適正な審理期間による審理が可能となる見込みであり、迅速な審理が行えるよう、引き続き計画的な案件の管理に努めるとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の目的を踏まえると、審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- （２）上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２ 本件却下処分の適法性及び妥当性について

- （１）本件では、本件期間徒過に係る特許法１８４条の４第４項所定の「正当

な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときとは、知財高裁平成29年3月7日判決（平成28年（行コ）第10002号）によれば、特段の事情のない限り、国際特許出願を行う出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかったときをいうものと解するのが相当であると判示されている。

この知財高裁判決で示された判断の枠組みは、出願人や代理人として、期間内に手続書面を提出するために相当な注意を尽くす必要があることを前提とし、手続書面を期間内に提出することができなかった事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する、特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）の施行等、同規定をめぐる昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、出願人又は代理人の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

以下、このような考えに基づき検討する。

（2）本件期間徒過に至る経緯は、回復理由書等によれば、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、令和3年6月14日、本件代理人に対し、本件国際出願について日本国への国内移行手続をするように指示をした（回復理由書）。

イ 本件代理人は、令和3年7月5日、本件補助者に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延以降、A国の要請を受け、各担当者が在宅勤務となっていたことから、本件国際出願の担当になった旨を電子メールで伝えた。しかし、本件補助者は、当該電子メールを読んだものの、本件国際出願の担当に割り当てられた事実を見落とし、本件国際出願の国内移行手続の期限を自身の個人データベースに入力しなかった（回復理由書及び本件補助者の陳述書）。

ウ 本件管理者は、令和3年7月30日（金）、本件補助者に対し、本件国際出願の国内移行手続が完了していないので、当該手続が完了したか

電話（１度目）で確認をした。本件補助者は、このとき初めて本件国際出願の国内移行手続の担当であること及びその期限が令和３年８月２日（月）であることを認識し、手続を進める旨を本件管理者に伝えた（回復理由書及び本件補助者の陳述書）。

その後、本件管理者から、本件補助者に対し、当該手続が完了したか電話（２度目）で確認があり、本件補助者は、本件指示連絡をしようとしている旨伝えたところ、本件管理者は、当該手続が完了したと誤解した（回復理由書及び本件補助者の陳述書）。

エ 上記ウの電話の直後、本件補助者は、H国のサマーキャンプに参加していた息子がその不適切な振る舞いが原因で当該キャンプにいられなくなった旨連絡を受け、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で移動制限が強化される旨の報道に触れ、息子を急きょ迎えに行かなければならないと考えた。本件補助者は、息子を迎えに行く準備をし、H国に出発したが、その際、本件指示連絡を失念し、本件管理者や弁理士への突如不在になる旨の連絡を怠った（回復理由書及び本件補助者の陳述書）。

オ 本件補助者は、令和３年８月１日（日）、新型コロナウイルス感染症によるA国・H国間の移動制限強化の影響で、深夜に帰国したが、旅程中および帰宅後しばらくの間、心理的に混乱している状態が続き、本件指示連絡をしなかった（回復理由書、本件補助者の陳述書及びA国政府による移動制限強化に関する発表）。

カ 本件補助者は、令和３年８月２日（月）、業務を再開したが、午後になって初めて本件指示連絡が未了であることを認識した（本件補助者の陳述書）。その後、本件補助者は、本件代理人の弁理士（以下「本件弁理士」という。）に事情を連絡し、本件弁理士は、国内移行手続を日本国の代理人に依頼するべく、複数の日本人弁理士に電話したが、時差のため、誰とも連絡が取れなかった（回復理由書及び本件補助者の陳述書）。また、本件弁理士は、午後３時２２分（日本時間の午後１０時２２分）に、日本人弁理士に電子メールを送信したが、当該日本人弁理士が電子メールを読んだのは翌日であった（回復理由書）。

（３）本件のように、国内書面提出期間内に明細書等翻訳文が提出されなかったときは、特許法上、国際特許出願が取り下げられたものとみなされるという事態を招いてしまうのであるから、国際出願の日本国への国内移行手

続を受任した代理人は、手続の進捗状況を正確に把握し、日本国の代理人に手続を依頼する場合には、その依頼及び手続の完了の確認を確実に行うことが求められる。

- (4) これを本件についてみると、上記(2)の経緯によれば、本件期間徒過の原因は、本件補助者が、令和3年7月30日(金)に、本件指示連絡をしなかったことにあるといえる(その結果として、令和3年8月2日(月)の本件弁理士の対応が間に合わなかった。)から、本件国際出願の日本国への国内移行手続を受任した者である本件代理人が本件期間徒過を起こさないために行った措置内容について検討する。

本件代理人は、国際出願の国内移行手続の期限については、本件代理人のメインデータベースと、各担当者の個人データベースの2つで管理しており、具体的には、新たな案件が発生した際に、少なくとも2人の者が、メインデータベースと個人データベースに各々別々にデータを入力して管理していたことが確認できる(回復理由書)。本件の場合、本件補助者は、自身に本件国際出願が割り当てられたことを見落としていたものの(上記(2)イ)、本件管理者が、令和3年7月30日(金)に、本件補助者に対し、本件指示連絡が完了していないことを連絡していることから、当該管理体制は、この時点までは機能していたといえる(上記(2)ウ)。

次に、その後の対応についてみると、本件代理人における本件国際出願の期限管理の責任者であった本件管理者は、令和3年7月30日(金)に、本件補助者に対し、本件指示連絡が完了したかどうかについて電話で2度の確認をしている(上記(2)ウ)。しかし、本件国際出願の国内移行手続の期限まで2営業日(令和3年7月30日(金)及び令和3年8月2日(月))しかなく、かつ、日本国との時差も考慮しなければならない状況に鑑みると、本件管理者は、本件国際出願の期限管理をする者(全ての受信メールをチェックし、案件の手続期限に関して遵守の確認をする役割を担う者(第1の3(1)))として、本件指示連絡の送信確認や、その返信の受信確認など本件指示連絡が確実に行われたかを厳格に確認しなければならないにもかかわらず、それを行っていないことから、本件代理人において、なすべき本件指示連絡の完了確認がされず、その結果として本件期間徒過が発生したことは明らかである。

また、本件補助者が、予期しない状況(上記(2)エ)により、動揺し、

本件指示連絡を行うことが難しかったとしても、本件管理者が上記のような確認を行うことで、本件指示連絡の未了に気づくことができたのであるから、そのことは、上記判断を左右しない。

以上によれば、本件代理人は、日本への国内移行手続を受任した者として、相当な注意を尽くしていたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないことは明らかであるから、本件期間徒過について「正当な理由」があるということとはできない。

(5) 次に、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は、そもそも本件国際出願の国内移行手続の期限は、本件補助者によって守られるべきであり、本件管理者が期限管理をしている案件が多数であることを考慮すると、全ての案件の作業完了の確認を行うことは実現不可能であって、本件管理者が各担当者からの情報を信頼することは、合理的かつ適切な手法であるから、本件管理者は期間徒過を回避するために適切な措置を講じていた旨主張する（第1の3（1））。

しかし、上記（4）のとおり、本件代理人においては、少なくとも2名の体制で本件国際出願の期限管理をしていたのであり、かつ、本件管理者は期限管理の責任者（第1の3（1）及びタスク割当て表）なのであるから、本件管理者は電話にて本件指示連絡の完了確認を行うという役割を担っており、本件補助者において期限が遵守されるべきという審査請求人の主張は採用できない。また、審査請求人の主張のとおり、本件管理者が多忙により上記（4）の対応をとることができないというのであれば、本件のような場合に、上記の2名による管理体制はそもそも機能しないこととなり、本件代理人における本件期間徒過を起こさない措置として不十分であったといわざるを得ない。

イ また、審査請求人は、本件期間徒過は、本件補助者が、新型コロナウイルス感染症まん延によるA国・H国間の移動制限の強化が差し迫った状況に置かれていたことに起因している旨主張する（第1の3（2））。

しかし、本件期間徒過の原因は、上記（4）で述べたとおり、本件代理人において、なすべき本件指示連絡の完了確認がされなかったことにあるから、上記事情によるものではなく、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 次に、審査請求人は、合理的かつ十分な措置を講じていたが、本件期間徒過は、①本件補助者が本件指示連絡を失念したこと、②本件管理者が、国内移行手続が完了したと誤解したこと、③本件補助者が本件国際出願を割り当てられた際にその国内移行手続の期限を個人データベースに登録しなかったことが、偶然に同時に発生したことに起因している旨主張する（第1の3（3））。

しかし、上記主張は、いずれも、人為的ミスが同時に重なったと主張しているにすぎないし、本件期間徒過の原因は、上記（4）で述べたとおり、本件代理人においてなすべき本件指示連絡の完了確認がされなかったことにあるから、審査請求人の主張は採用できない。

エ さらに、審査請求人は、本件期間徒過の正当な理由の可否については、特許庁ウェブサイトに記載の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における救済の判断基準に基づいて判断されるべきであり、同判断基準に基づくと、本件期間徒過は、救済されるべき事案である旨主張する（第1の3（4））。

しかし、本件期間徒過の原因は、上記（4）で述べたとおり、本件代理人において、なすべき本件指示連絡の完了確認がされなかったことにあるから、新型コロナウイルス感染症の影響によるものとはいえ、審査請求人の主張は採用できない。

オ 最後に、審査請求人は、期間徒過後の救済規定に係る回復要件が、令和3年法律第42号により、「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されるところ、前者の基準を解釈する際には、当該改正の立法の趣旨に留意する必要がある旨主張する（第1の3（5））。

しかし、「正当な理由」の解釈については、上記（1）で述べたとおりであり、当該改正後の規定が本件期間徒過に適用されないことは明らかであるから、審査請求人の主張は採用できない。

（6）以上によれば、本件国際特許出願は、特許法184条の4第4項は適用されないから、同条3項により取り下げられたものとみなされることに変わりはなく、本件提出手続は、客体のない出願についてされた不適法な手続であってその補正をすることができないものである。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹